

ご存知ですか？

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

国民年金

〈問合先〉岐阜南年金事務所
☎273-6161

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。

しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

【対象となる学生】学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校や各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方。夜間・定時制課程や通信制課程の方も含まれますので、ほとんどの学生の方が対象となります。

【学生納付特例の承認期間】4月から翌年3月まで

※次の年度も在学予定である場合、4月に再申請の用紙が郵送されてきますので、引き続き学生であれば、必要事項を記入しご返送ください。

また、学生でない30歳未満の方は、本人と配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

これらの制度の申請を行わず、保険料を未納のままにしておくと、不慮の事故などにより障がいが残った場合に、障害年金を受けることができなくなります。なお、承認された期間は老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されますが、年金額には反映されません。就職などで収入が得られるようになった場合は、将来受け取る年金を増額するため、10年以内であれば、保険料を納めることができる「追納制度」を利用されることをお勧めします。

教育委員会だより

羽島郡二町教育委員会 ☎245-1133

人と人をつなぐ

東日本大震災以来、「絆^{きずな}」という言葉が多く使われ、人と人との支え合いや助け合いの大切さが叫ばれています。

羽島郡二町教育委員会では、平成21年度より「かかわり」をキーワードに取り組んできました。人とかかわることで視野が広がり、さまざまな考え方ができ、改めて自分を見つめ直すきっかけになるという考えからです。学校では、先生と子どもたちがかかわり、信頼関係を築くことはもちろんのこと、「子どもたち同士がかかわる場」を意図的に設定しています。例えば、授業の中で自分の考えをグループや学級全体で伝え合う時間をとったり、給食や掃除、行事に向けた準備などをグループ単位で活動したりしています。他の子とかかわることでトラブルも生じますが、それを解決していく過程に、人とかかわって生きていくための秘けつがあり

ます。先生はそのかかわりを広げたり、深めたりするために「〇〇さんがあなたのしたこと^{こと}で喜んでいたらよ」と他の子の褒め言葉や感謝を伝えます。間接的に第三者から自分の努力を伝え聞くと嬉しいものです。他の子が、自分のことを好意的に見てくれることが分かると、心を開きやすくなり、より一層頑張る励みにもなります。つまり先生の役目は「子どもと子どもをつなぐこと」でもあります。

家庭内では、お母さんが「夕べお父さんがあなたの〇〇を褒めていたわよ」、地域の方から子どもに「〇〇さんが言っていたけど君って〇〇がすごいんだってね」。ちょっとした声かけで、ほっとした温かい気持ちになり、人と人とのつながりが作れます。もちろん、この逆の言葉かけをすれば、関係が壊れるのは言うまでもないことです。

子どもに限らず、私たち大人のちょっとした良さに気づく目と、ひと声かける心の余裕が、人と人をつなぐことになり、ひいてはお互いに安心して暮らす生活づくりや新しい希望を生むことに結びついていくのではないのでしょうか。